

○厚生労働省告示第三百五十一号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき、薬事法第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十年九月十五日から適用する。ただし、この告示による改正後の別表第三無機薬品及び有機薬品の項第二百五号の規定は、平成二十六年十二月七日から適用する。

平成二十六年九月十二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第一中第二十一号を第二十二号とし、第四号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 オキシコナゾール。ただし、ちっ腔カンジダ治療薬に限る。

別表第三無機薬品及び有機薬品の項第三十五号中「オキシコナゾール」の下に「。ただし、ちっ腔カンジダ治療薬を除く。」を加え、同項中第二百五十五号を第二百五十六号とし、第二百五号から第二百五十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二百四号の次に次の一号を加える。

二百五 ベクロメタゾンプロピオン酸エステル